県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

訓　令
○沖縄県南大東空港及び沖縄県北大東空港電気工作物保安規程（空港課）　……　1

訓　　令

沖縄県訓令第24号

沖縄県南大東空港及び沖縄県北大東空港電気工作物保安規程を次のように定める。

平成７年９月14日

沖縄県知事　大　田　昌　秀

沖縄県南大東空港及び沖縄県北大東空港電気工作物保安規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第74条第４項において準用する法第52条第１項の規定に基づき、沖縄県が設置する沖縄県南大東空港及び沖縄県北大東空港における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（遵守義務）

第２条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務（以下「保安業務」という。）を行う者は、関係法令及びこの訓令を遵守しなければならない。

（保安業務の組織等）

第３条　保安業務の総括管理は、土木建築部長（以下「管理者」という。）が行う。

２　土木建築部空港課に法第72条に規定する電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く。

３　保安業務に関する組織構成、指揮命令系統及び連絡系統は、別表第１のとおりとする。

（主任技術者の職務）

第４条　主任技術者の保安監督の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　電気工作物に係る保安及び保安教育に関すること。
(2)　電気工作物の工事に関すること。
(3)　電気工作物の保守及び検査の立会いに関すること。
(4)　電気工作物の運転操作に関すること。
(5)　電気工作物の災害対策に関すること。
(6)　電気工作物の保安業務の記録に関すること。
(7)　電気に関する保安用器材及び書類の整備に関すること。

（管理者の業務）

第５条　管理者は、電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求め、これを遵守するものとする。

２　管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

３　管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う電気工作物に係る検査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

（従事者の義務）

第６条　保安業務に従事する職員（以下「従事者」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第７条　管理者は、主任技術者が病気その他のやむを得ない事情により不在となる場合は、その業務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

２　代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行なわなければならない。

（保安教育）

第８条　主任技術者は、従事者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第９条　主任技術者は、従事者に対し、災害、電気事故等が発生した時の措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

（工事計画）

第10条　主任技術者は、電気工作物の保安を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、管理者の承認を求めなければならない。

（工事の実施）

第11条　電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

２　管理者は、電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者にこれを検査させ、保安上支障のないことを確認した後引き取るものとする。

（巡視、点検、測定等）

第12条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定（以下「点検等」という。）を行う場合は、別表第２に定める基準により行わなければならない。

２　主任技術者は、点検等の指導監督を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

（点検等に関する管理者の義務）

第13条　管理者は、電気工作物の点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、若しくは移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第14条　管理者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のため必要な措置を講ずるものとする。

（運転、操作等）

第15条　主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序、操作方法等についてあらかじめ定めておかなければならない。

２　従事者は、事故その他異常が発生した場合には、法令に定める事故の軽重の区分に従い所定の関係機関に迅速に報告し、若しくは連絡し、又は指示を受ける等適切な応急措置をとらなければならない。

３　管理者は、前項の規定により報告し、又は連絡すべき事項及び経路を受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

４　従事者は、受電用遮断器の操作に当たっては、必要に応じて関係電気事業者の事業所と連絡して行うものとする。

（防災体制）

第16条　管理者は、災害時その他の非常時に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

第17条　主任技術者は、災害時その他非常時において、電気工作物に関する保安を確保するため指揮監督を行う。

２　主任技術者は、災害その他異常の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができる。

（記録）

第18条　主任技術者は、保安業務に関する記録を第１号様式に定めるところにより記録し、これを３年間保存しなければならない。

２　主任技術者は、主要電気機器の補修記録を第２号様式に定める設置台帳により記録し必要な期間保存するものとする。

（責任分界点）

第19条　沖縄電力株式会社の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は、電気需給契約書に定めるところによる。

（危険の表示）

第20条　管理者は、受電設備その他電気工作物が設置されている場所等であって、危険が生じるおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

（測定器具類の整備）

第21条　主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図書類の整備）

第22条　主任技術者は、電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等について整備し、必要な期間保存するものとする。

（手続書類等の整備）

第23条　主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書について、その写しを整備し、必要な期間保存するものとする。

（補則）

第24条　この訓令に定めるもののほか、自家用電気工作物の保安について必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この訓令は、平成７年９月14日から施行する。

別表第１（第３条関係）　組織構成及び指揮系統図

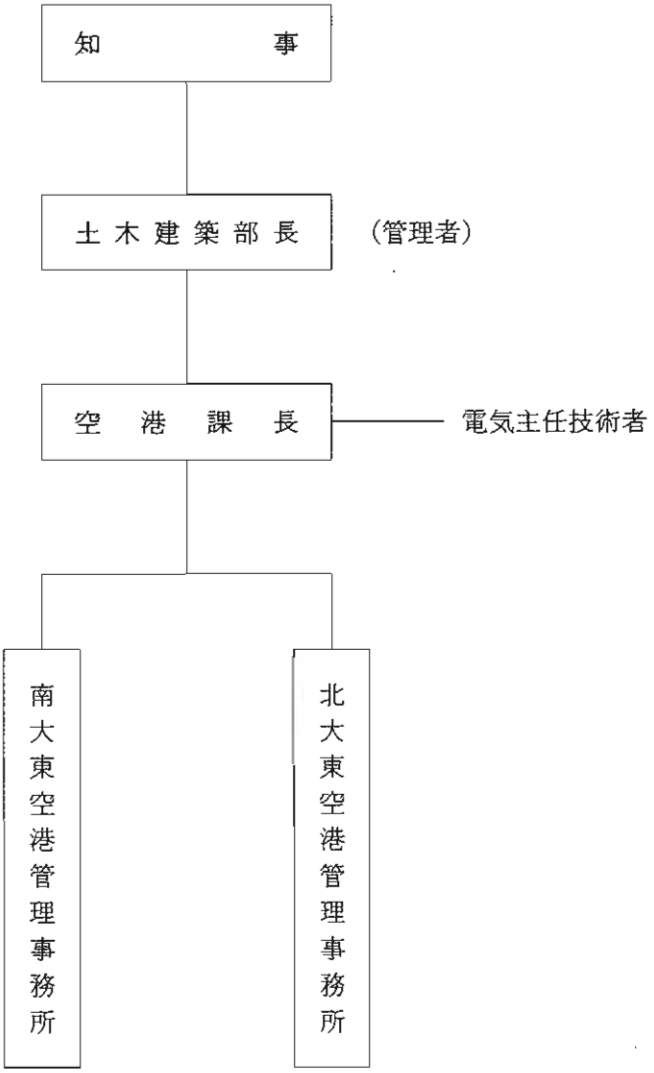

電気主任技術者　　沖縄県土木建築部空港課内
代　務　者　　沖縄県土木建築部空港課内電気担当者

別表第２（第２条関係）

巡視・点検・測定の基準

点検対象			月次点検	年次点検
			点検箇所のねらい	点検箇所のねらい
受配電設備	引込施設及び構内電線路	気中開閉器	1　変色、汚損、発錆、腐食、引綱の損傷 ＧＲの動作表示確認及びリレー電源確認	1　変色、汚損、発錆、腐食、引綱の損傷、開閉操作具合 ＧＲの動作試験及び整定値確認
		電線 ケーブル	2　架空線、引込線 他の工作物、植物との離隔距離、ゆるみ、たるみ、損傷	2　架空線、引込線 他の工作物、植物との離隔距離、ゆるみ、たるみ、損傷
		電柱	3　支持物等 損傷、傾斜、腐朽、脱落	3　支持物等 損傷、傾斜、腐朽、脱落
		腕木 （腕金） がいし	4　ケーブル配線、ケーブルヘッド、接続函、分岐函、布設部等損傷、腐食、コンパウンド漏油、他の工作物との離隔距離	4　ケーブル配線、ケーブルヘッド、接続函、分岐函、布設部等損傷、腐食、コンパウンド漏油、他の工作物との離隔距離
		支線	5　接地線の断線、外れ	5　接地線の断線、外れ
	断路器	ＰＤＳ ＤＳ	変形、汚損、損傷、異物付着	変色、汚損、損傷、過熱、荒れの状態、受と刃の接触状態、ゆるみ、つり止の装置の機能
	遮断器及び開閉器	ＬＢＳ ＣＢ ＯＳ ＰＦ ＰＣ	変色、汚損、発錆、腐食、異音、異臭、漏油、亀裂、損傷、変形、開閉表示（指示、点灯）接地線の断線、外れ、油量（油面計のある場合）	変色、汚損、発錆、腐食、異音、異臭、漏油、亀裂、損傷、変形、開閉表示（指示、点灯）接地線の断線、外れ、油量(油面計のある場合)、開閉操作具合
	計器用変成器	ＰＣＴ ＺＣＴ ＰＴ ＣＴ	腐食、発錆、汚損、変形、異音、異臭、ヒューズ切れ、変色	腐食、発錆、汚損、変形、異音、異臭、ヒューズ切れ、過熱、変色
	高圧機器	変圧器	漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形、接続点の変色、負荷の状態、接地線の断線、外れ	漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形、接続点の過熱、変色、ゆるみ、負荷の状態、油量（油面計のある場合）、接地線の断接、外れ
		電力用 コンデンサ	汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、きれつ、接続点の変色、接地線の断線、外れ	汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、きれつ、接続点の過熱、変色、ゆるみ、接地線の断線、外れ
		避雷器	汚損、異臭、損傷、きれつ、接地線の断線、外れ	汚損、異臭、損傷、きれつ、接続点のゆるみ、接地線の断線、外れ
	母線	電線	1　接続点変色、被覆損傷、配線たるみ	1　接続部及びクランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ、配線たるみ
		がいし	2　支持物損傷、脱落、汚損	2　支持物の腐食、脱落、損傷、汚損
	配電盤	ＰＬ 電圧計、電流	1　指示計器等の異常、（指示、切替の状況）	1　指示計器等の異常、（指示、切替の状況）

		計 切換器 ＭＣＢ ＫＳＦ	2　表示灯の不点 3　開閉器等変色、汚損、損傷、腐食、接地線の断線、外れ	2　表示灯の不点 3　開閉器等過熱、変色、汚損、損傷、腐食、裏面配線の汚損、損傷、過熱、端子のゆるみ、接地線の断線、外れ
	保護継電器	ＧＲ ＯＣＲ	動作表示確認、変色、異臭、汚損、リレー電源確認	動作表示確認、変色、異臭、過熱、汚損、リレー電源確認、整定値（タップ、レバー）
	その他	受電所建物 キュービクル	1　保護柵等の異常、破損、腐朽、危険表示、文字不鮮明 2　施錠の破損、腐朽、小動物等の侵入口、接地線の断線、外れ、雨漏、雨水吹込、照明灯不点、キュービクル外箱の錆、腐食、損傷、変形	1　保護柵等の異常、破損、腐朽、危険表示、文字不鮮明 2　施錠の破損、腐朽、小動物等の侵入口、接地線の断線、外れ、雨漏、雨水吹込、照明灯不点、キュービクル外箱の錆、腐食、損傷、変形
非常用予備発電装置	原動機関係	内燃機関 燃料貯油槽 冷却装置 潤滑油 排気系統 始動系統 防振装置	燃料の貯蔵量、冷却水の貯水量、冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油、汚損、損傷、腐食、変形、始動装置異常、空気圧力、蓄電池電圧、運転状態異常、始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水	燃料の貯蔵量、冷却水の貯水量、冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油、汚損、損傷、腐食、変形、始動装置異常、空気圧力、蓄電池電圧、運転状態異常、始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水
	発電機関係	本体 接地装置	1　絶縁抵抗測定（可能な場合のみ）、異音、振動、回転、過熱、損傷、異臭、電圧発生状況 2　接地線の断線、外れ	1　絶縁抵抗測定（可能な場合のみ）、異音、振動、回転、過熱、損傷、異臭、電圧発生状況 2　接地線の断線、外れ
蓄電池	蓄電池装置	本体 充電装置 付属装置	1　液面、ケースの破損、きれつ、端子のゆるみ、電池電圧、比重、温度の測定（測定器具のある場合のみ） 2　充電装置の動作状況 3　架台の腐食、損傷、床面の腐食、損傷	1　液面、ケースの破損、きれつ、端子のゆるみ、電池電圧、比重、温度の測定（測定器具のある場合のみ） 2　充電装置の動作状況 3　架台の腐食、損傷、床面の腐食、損傷
使用設備	電動機	本体	異音、回転、過熱、異臭、損傷、振動、汚損、端子引出線損傷、接地線の断線、外れ	異音、回転、過熱、異臭、損傷、振動、汚損、端子引出線損傷、端子のゆるみ、接地線の断線、外れ
	電熱装置	本体 接続部	耐熱装置の老朽、破損、電熱線接続部変色、変形、変色、腐食、可燃物との離隔距離、接地線の断線、外れ	耐熱装置の老朽、破損、電熱線接続部過熱、ゆるみ、変形、変色、腐食、可燃物との離隔距離、接地線の断線、外れ
	照明設備		異音、汚損、不点、損傷、変形、変色、接地線の断線、外れ	異音、汚損、不点、損傷、変形、変色、温度、照度、接地線の断線、外れ
	配線及び配線器具	配線 開閉器 ヒューズ	開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色	開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色、過熱、接続部分のゆるみ
	その他の機器		過熱、異音、異臭、変色、変形、損傷、腐食、接地線の断線、	過熱、異音、異臭、変色、変形、損傷、腐食、接地線の断線、

			外れ	外れ
	その他		雨漏、危険表示、棚、施錠、破損	雨漏、危険表示、柵、施錠、破損

第１号様式（第18条関係）

保存期間　３年

年　　月　　日

年次
臨時　点　検　記　録

				試験員	

契約番号					
実施年月日	年　月　日（　曜日）天候 気温　℃			定期点検開始	年　月
契約電力	常時　KW KW　計　KW			業種	
供給方式	相　線式　V	変電所名		配電線名	
立会者名					
試験員名					

点　検　概　況
1　点検時刻　自　時　分　至　時　分（高圧側　自　時　分　至　時　分）
2　点検結果
(1)　絶縁抵抗測定
(2)　接地抵抗測定
(3)　油入開閉器（遮断器）
(4)　リレー試験
(5)　変　圧　器
(6)　ＰＦ、ＰＣ
(7)　その他の機器配線
3　その他

(1)　絶　縁　抵　抗　測　定　　（単位ＭΩ）

回路機器名	使用電圧	測定値	結果	回路機器名	使用電圧	測定値	結果

摘要	

（注）低圧電路の絶縁抵抗規定値は右のとおりであります（電気設備技術基準第14条）。

電路の所用電圧の区分		絶縁抵抗値
300Ｖ以下	対地電圧150Ｖ以下	0.1ＭΩ以上
	対地電圧150Ｖ超過	0.2ＭΩ以上
300Ｖを超えるもの		0.4ＭΩ以上

(2) 接地抵抗測定

（単位：Ω）

接地箇所	接地工事種類	測定値	結果	接地箇所	接地工事種類	測定値	結果
引込側ＰＡＳ	Ｅ１						
避雷器	Ｅ１						
高圧機器、外箱	Ｅ１						
変圧器中性点	Ｅ２						
低圧機器、外箱	Ｅ３						

(3) 高圧開閉器（遮断器）

機器名		使用箇所	動作点検結果			絶縁油	備考
			GRのテストボタンによる	ＯＣＲ円板手動による	手動		
PAS（GR付）							
主遮断装置	ＣＢ形						
	ＰＦ・ＣＢ形						
	ＰＦ・Ｓ形						

(4) リレー（連動）特性試験

（この試験は年次点検では省略）

リレー種類	製造者名形式・製番	ＣＴ変流比	試験方法		整定		最小動作電流	時限特性（サイクル）			
			ＯＣＢ連動	リレー単体	タップ	レバー		150%	200%	300%	500%
ＧＲ	ＧＲ ＺＣＴ	ＺＣＴ定格電流			整定値		電流整定目盛	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0
							動作電流					

(5) 変　　圧　　器

相別・容量×個数・使用タップ	用途または No.	構造点検結果	絶縁油	備考

(6) 電圧ヒューズ、プライマリーカットアウト

名称	使用箇所	ホルダー			使用ヒューズ			予備ヒューズ	備考
		定格		個数	種類	定格	個数		
		電圧(V)	電流(A)			電流(A)			

（注）電力ヒューズには遮断容量を定格電流下部に併記する。

(7) その他機器、配線

（不良箇所のみ記入）

(8) 使　用　測　定　器　具

絶縁抵抗計（1000V）		接地抵抗計	
絶縁抵抗計（ 500V）		継電器試験器	
絶縁抵抗計（ 250V）			

月　次　点　検　記　録

（その１）

項目		点検要領	点検状況 良否	点検状況 記事
引込設備		屋外、屋内、引込柱、引込線、引込ケーブル		
変電設備	断路器	接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異物付着		
	遮断器	汚損、油漏、きれつ、過熱、発錆、損傷、指示、点灯		
	電力ヒューズ	損傷、変形、ゆるみ、腐蝕、発錆		
	プライマリーカットアウト	損傷、変形、ゆるみ、腐蝕、発錆		
	開閉器	汚損、油漏、きれつ、過熱、発錆、損傷、指示、点灯		
	母線	他物接近、碍子汚損		
	受電用変圧器	汚損、油漏、振動、音響、温度		
	計器用変成器	損傷、汚損、発錆、腐蝕、温度、ヒューズ		
	避雷器	損傷、汚損、きれつ、ゆるみ		
	配電盤(表面)	計器、継電器、表示灯、開閉器		
	配電盤(裏面)	他物接近、損傷、汚損、ゆるみ、過熱、断線		
	コンデンサ	油漏、汚損、振動、音響、温度		
	蓄電池	損傷、液面、沈澱物、極板、隔離板、端子、温度、比重		
	充電装置	動作、電圧		
	接地工事	ゆるみ、断線		
	危険標識	損傷、汚損、剝脱		

重点点検項目		
	ＯＣＲ　ＧＲ等の動作表示	有　無
	高圧の電圧、電流指示	
	変圧器で２次側の電圧電流	
	変圧器の V_0 I_0 の有無	有　無
	変圧器コンデンサー等の過熱の有無	有　無
	低圧スイッチ等の過熱の有無	有　無

月　次　点　検　記　録

（その２）

項目		点検要領	点検状況 良否	点検状況 記事
配電設備（線路を含む。）	断路器	接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異物付着		
	遮断器	汚損、油漏、きれつ、過熱、発錆、損傷、指示、点灯		
	開閉器	汚損、油漏、きれつ、過熱、発錆、損傷、指示、点灯		
	配電用変圧器	汚損、油漏、振動、音響、温度		
	電線及び支持物	電線の高さ、離隔、距離、標識、保護柵		
	ケーブル	接続部の過熱、損傷腐蝕、コンパウンド、油の漏れ、離隔距離、布設部の堀削、標識		
	接地工事	ゆるみ、断線		
	危険標識	損傷、汚損、剝脱		
負荷設備	電動機（高圧）	回転、音響、過熱、異臭、給油、整流子、刷子、集電環、開閉器、コンデンサ、接地工事、附属機器		
	電動機（低圧）	回転、音響、過熱、異臭、給油、整流子、刷子、集電環、開閉器、コンデンサ、接地工事、附属機器		
	その他回転機	回転、音響、過熱、異臭、給油、整流子、刷子、集電環、開閉器、コンデンサ、接地工事、附属機器		
	電熱装置	過熱、変形、損傷、接続部の過熱、変色、腐蝕		
	照明設備	異音、汚損、不点		
	動力配線	開閉器、ヒューズ、損傷、湿気、じんあい、接地工事		
	電灯配線	開閉器、ヒューズ、損傷、湿気、じんあい、接地工事		
予備発電装置	配電盤	計器、継電器、表示灯、開閉器、損傷、汚損、他物接触		
	原動機関係	回転、音響、過熱、異臭、油漏、貯油、始動停止、空気圧力		
	発電機関係	回転、音響、過熱、異臭、給油、集電環、刷子、整流子		
	蓄電池	損傷、液面、沈澱物、極板、隔離板、端子、温度、比重		
	接地工事	ゆるみ、断線		
	危険標識	損傷、汚損、剝脱		
当月の重点項目の点検結果				

（注）１　良否欄には否として×を、不良箇所のないときは良として○を記入する。
　　２　不良箇所があったときは、点検要領の該当用語を（　　）でかこむ。
　　３　該当事項がないときは、良否欄に斜線を引く。

電　気　事　故　詳　報

年　月　日

住　所

自家用電気工作物
施設者名

件名			
事故発生の日時	年　月　日　時　分	天候	
事故発生の場所			
事故発生の電気工作物		使用電圧	kV
事故の状況			
事故の原因	〔　　〕		
保護装置の種類及び動作の適否			
被害電気工作物の概要			
他に及ぼした障害	線約　　戸停電		
供給支障電力及び供給支障時間	kw，　時間　分 kw，　時間　分	添付資料 図画	枚 枚
		写真	枚
		診断書	枚
復旧の日時	仮復旧　月　日，　時　分 本復旧　月　日，　時　分	復旧に要する費用	万円
事故再発の防止対策			

被害者	所属	氏名	性別	満年齢	経験年数	被害の内容

自家用電気工作物の概要	業種	受電電力	kw	受電電圧	V
		発電電力	kw	発電電圧	V

主任技術者の資格及び選任区分	
主任技術者名及びその所属	

第２号様式（第１８条関係）

設　　備　　台　　帳

機器名		製造者	型式	製造 年月	製造 番号	定格（電圧・電流・容量・その他）	備考
受配電機器							
制御機器							
定電流調整器							
その他機器							

発行所
沖縄県総務部
文書学事課
電話　098－866－2117

印刷所　松本タイプ
那覇市久茂地２－24－15　〒900
販売所　株式会社文教図書
那覇市久茂地１－１－29　〒900
購読料　１部１箇月1,500円